

28 食品衛生施設数及び監視指導数（2-2）

（平成19年度第2四半期分）

業 種	前期末数	許 可	廃 止	今期末数	監視指導数
みそ製造業	32	-	-	32	2
しょう油製造業	10	-	1	9	3
ソース類製造業	62	-	-	62	20
酒類製造業	34	-	-	34	6
豆腐製造業	1,299	7	14	1,292	757
納豆製造業	21	-	-	21	6
めん類製造業	740	18	10	748	370
そう菜製造業	1,186	42	18	1,210	763
かん詰又はびん詰食品製造業	40	1	-	41	11
添加物製造業	143	1	3	141	31
食品製造業等取締条例に規定する営業	39,496	1,160	870	39,786	21,233
行 商	1,167	244	19	1,392	1,568
製 造 業	1,935	41	34	1,942	1,047
食料品等販売業	29,995	820	778	30,037	16,292
卵選別包装業	138	1	2	137	65
給 食 施設	6,261	54	37	6,278	2,261
食品衛生法施行細則第16条に規定する届出業種等	155,209	3,150	3,316	155,043	54,175
食 品 製 造 業	6,239	1,745	1,778	6,206	3,048
食 品 販 売 業	132,681	1,396	1,519	132,558	45,567
食器具容器包装及びおもちゃの製造販売業	7,929	4	9	7,924	3,392
添加物の製造販売業	8,193	5	10	8,188	2,166
乳 さ く 取 業	167	-	-	167	2
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	6,231	152	138	6,245	3,165

注1. 卵別包装業は、平成13年10月1日から対象

注2. 平成13年10月1日から対象となった液卵製造業は、食品製造業等取締条例に規定する営業の製造業を含む。

資料：健康安全室健康安全課